

第54回 全国社会人サッカー選手権大会東海予選要項

1. 主 催 一般社団法人 東海サッカー協会
 2. 主 管 東海社会人サッカー連盟
 一般財団法人静岡県サッカー協会 第1種委員会(社会人)
 一般社団法人三重県サッカー協会 1種社会人部
 公益財団法人愛知県サッカー協会 1種委員会社会人
 一般財団法人岐阜県サッカー協会 社会人連盟

3. 運営責任者 東海社会人サッカー連盟委員長 清水佐平

4. 大会期日 2018年7月7日(土)・8日(日)

5. 試合会場

A会場	静岡県	常葉大有玉グラウンド(人工芝)
B会場	三重県	NTN総合運動公園サッカー場(人工芝)
C会場	岐阜県	長良川球技メドウ
D会場	愛知県	口論義運動公園(人工芝)

6. 会場運営責任者

A会場	静岡県1種委員会社会人委員長 清水佐平
B会場	三重県1種社会人部委員長 北寺秀彰
C会場	岐阜県社会人連盟委員長 岩村宣明
D会場	愛知県1種委員会社会人委員長 藤井祥男

7. 大会規程

- (1)選手エントリー数:22名を上限とする。参加申込締切後におけるエントリー選手変更は認めない。
- (2)外国籍選手は、1チーム3名までエントリーすることができる。(準加盟チームは除く)
(同一試合に同時に出場することもできる)
- (3)試合時間 :80分(40-15-40)とし、同点の場合はPK方式により、次回戦に進むチームを決定する。
- (4)選手交代 :7名登録中の5名まで交代可能。
- (5)競技規則 :大会実施年度の(公財)日本サッカー協会サッカー競技規則による。
- (6)ユニフォーム : (公財)日本サッカー協会のユニフォーム規程に則る。
ユニフォーム(シャツ・ショーツ・ソックス)は正副2色用意すること。
- (7)試合ボール :大会運営側で用意する。(モルテン)
- (8)選手証 :各チームは(公財)日本サッカー協会KICKOFFから出力した選手登録一覧(顔写真登録済)を持参すること。電子登録証(顔写真添付)が確認できる場合出場を認めるものとする。
- (9)装身具 :一切の装身具の着用を禁止し、装身具を覆うテープの使用も不可とする。
- (10)マッチコーディネーションミーティング
各試合70分前よりマッチコーディネーションミーティングをMC・審判・チームは監督または責任者の2名以内とする。(大会規定、ユニフォーム等の確認)
- (11)雷ほか、天候等の不良により試合が中止された場合の処置
 - ①前後半を問わず、試合が最後に中断された時点の得点の多いチームが次回戦に進む。
 - ②前後半を問わず、試合が最後に中断された時点の得点と同じ場合は抽選により次回戦に進むチームを決める。試合が行われなかった場合も同様とする。

8. 懲罰

- (1)本大会とそれに繋がる都道府県大会は懲罰規定上の同一競技会とみなし、都道府県大会終了時点での退場・退席による未消化の出場停止処分は本大会において順次消化する。
- (2)都道府県大会等、本大会に繋がる大会における警告の累積は、都道府県大会で消滅し、本大会に影響を及ぼさない。
- (3)本大会期間中に科せられた警告の累積は他大会には影響を及ぼさない。
[懲罰規程〔別紙2〕第2条3項〕参照]

- (4)本大会において退場を命じられた選手は、自動的に直近の本大会1試合に出場できず、それ以降の処置については規律委員会において決定する。[懲罰規程〔別紙2〕第4条〕参照]
- (5)本大会において、他大会等の出場停止処分を消化する場合は、事前に書面にて大会事務局まで提出しなければならない。[懲罰規程〔別紙2〕第7条〕参照]
- (6)出場停止処分を受けた者は、懲罰規程〔別紙2〕第3条の通り、試合が終了するまで制限される区域には立ち入ることは出来ない。
- (7)本大会は日本サッカー協会規約規程「第12章 懲罰」に則り、大会規律委員会を設け、委員長は本連盟委員長とし、委員については委員長が決定する。[基本規程 第227条]
- (8)本大会の規律問題は、日本サッカー協会「基本規程(懲罰規程)」に従い、大会規律委員会が処理しなければならない。[基本規程 第227条]

9. 本大会は下記の規律フェアプレー委員会を設置する。

委員長	清水 佐平	東海社会人サッカー連盟委員長
副委員長	渡辺 裕年	東海サッカー協会 審判委員長
委員	北寺 秀彰	三重県1種社会人部委員長
委員	藤井 祥男	愛知県1種委員会社会人委員長
委員	岩村 宣明	岐阜県社会人連盟委員長

10. 全国大会日程 : 2017年10月20日(土)～10月24日(水) 茨城県鹿嶋市・ひたちなか市

11. その他運営上の注意事項

出場チームは試合開始90分前にチーム代表者等が各会場の運営本部で受付を行い、試合運営に必要な資料等の配付を受けると共に、施設等の使用について説明を受けること。